

別紙

「航空法施行規則の一部を改正する省令案」、「航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示案」、「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示案」等に関するパブリックコメントについて

平成18年11月
航空局技術部運航課

背景・目的

航空機を用いた爆発物等の輸送にあつては、航空法（昭和27年法律第231号）第86条において、国土交通省令で定める一定の範囲の爆発物等について航空機による輸送を禁止しており、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第1項各号において輸送禁止物件の範囲を規定するとともに、同条第2項において、一定の技術上の基準等に従つて輸送する場合には当該禁止物件に含まれないこととしている。

危険物等及び放射性物質等の輸送に係る技術基準については、国際民間航空機関（ICAO）において策定される危険物航空安全輸送に関する技術指針（ICAO TI）を国内法規に反映させる必要があり、航空法施行規則第194条第1項各号で一定の爆発物等についてその輸送を禁止するとともに、同条第2項第2号並びに「航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）」及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）」において、輸送可能物件を規定している。

今般、ICAO TIの改正が行われ、平成19年1月1日から適用されることとなつたため、『航空法施行規則』、『航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示』、『航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示』及び関連通達について所要の改正を行うものである。

主な改正概要

1. 航空法施行規則の一部改正

（1）引火性液体の範囲についての改正（第194条第1項第3号関係）

輸送を禁止する引火性液体は、引火点が摂氏60度以下の液体及び引火点が摂氏60度を超える液状の物質であつて引火点以上の温度で輸送する場合とすることとする。（引火性液体の基準となる引火点を60.5℃から60℃に改正）

（2）毒物類の範囲の明確化（第194条第1項第6号口関係）

輸送を禁止する毒物類のうち、病気を移しやすい物質の範囲を明確にすることとする。（「生きた」の語を削除）

2. 航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示の一部改正

(1) 輸送許容物件について、物質の追加、削除（別表第1関係）

亜塩素酸銀等を新たに追加し、アルカロイド類（液体）等を削除することとする。

(2) 等級判定基準の改正（別表第1 備考1関係）

引火性液体とする判定基準を「60.5℃以下」から「60℃以下」に変更するとともに、経口毒性試験による判定基準を固体液体の別に関わらず300mg以下とする等の改正を行うこととする。

(3) 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行することができる物件の変更・追加（別表第18関係）

搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行することができる物件のうち、ドライアイス及びマッチの数量を変更するとともに、当該物件として、新たに燃料電池カートリッジを追加することとする。

(4) ラベルの改正（第2号様式関係）

① 区分表示ラベル

区分5.2の有機過酸化物及び区分9のその他の有害物質の区分表示ラベルについて、ICAO TIに準拠して変更することとする。

なお、区分5.2の有機過酸化物の区分表示ラベルについては、この告示の改正前の様式を平成22年12月31日まで使用することができることとする。

② 天地無用ラベル

液状の輸送許容物件を単一容器に収納し混合包装する場合において、天地無用ラベルを付すことを義務付けることとする。

③ 少量危険物に貼付するラベル

少量危険物に記載する国連番号は包装に直接記載することとしていたが、これをラベル化し、国連番号を記載したラベルを付すことを義務付けることとする。

3. 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部改正

(1) 輸送許容放射性物質等の明確化（第2条第6号関係）

天然の濃度で存在する重水素の質量は、核分裂性物質の適用除外を判断する際の核分裂性核種の合計質量の計算において考慮に入れる必要がないこととする。

(2) 国土交通大臣が適当と認める試験の対象範囲の一部変更（第4条第1号関係）

第4条第1項第1号表中口ただし書きの適用範囲について、200g未満のものを500g未満に改正することとする。

(3) LSA-Iの定義の変更（第7条第1項第1号関係）

新たに未照射の天然ウラン、劣化ウラン及び天然トリウムであって、固体以外のものを、LSA (Low Specific Activity) - Iに含めることとする。

- (4) 積載限度の一部変更（第18条第3項第2号関係）
L S A - I については、一部積載限度の制限をなくすこととする。
- (5) L型輸送物標識の表示義務（第22条第1項関係）
L型輸送物には、L型輸送物標識を付すことを義務づけることとする。
- (6) 寄与を考慮する娘核種の追加（別表第2備考関係）
親核種の放射性物質の数量に寄与が考慮されている娘核種を、別表第2備考表に追加することとする。
- (7) 不明核種等の区分の明確化（別表第4関係）
不明核種等の区分において、中性子線を放出する物質の存在の有無を明記することとする。

4. 関連通達の一部改正

- (1) 航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について（平成13年通達国空航第543号）の一部改正
輸送禁止物件から除外される飛行中の患者の医療に使用される物件の範囲を、特殊なガスを充填し輸送する目的で特別製造したガスシリンダー及び電解液がこぼれないように措置された電解槽のある電池を内蔵した装置とすることとする。
- (2) 危険物の判定基準等について（平成13年通達国空航第545号）の一部改正
引火性エアゾールの定義を、引火性成分が85質量%以上であり、かつ、燃焼時発熱量が30kJ/g以上のものとする。
- (3) 放射性物質等の輸送規制について（平成13年通達国空航第542号）の一部改正
特別形放射性物質等について、国土交通大臣が適当と認める試験は、500g未満のものについてはクラス5衝撃試験（ISO2919：1999）とし、200g未満のものについてはクラス4衝撃試験（ISO2919：1999）とすることとする。

スケジュール（予定）

公布：平成18年12月下旬

施行：平成19年1月1日